

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

青色事業専従者への退職金

Q : 青色事業専従者に支払った退職金は、青色事業専従者給与と同じように必要経費としてよいでしょうか。

A : 青色事業専従者に支払った退職金は、必要経費に算入されません。

【解説】

事業主と生計を一にしている配偶者その他の親族に支払う給料等は、所得税法上原則として必要経費に算入することはできませんが、青色申告者が、その事業に専ら従事する青色事業専従者に対して、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている方法に従って、その記載されている金額の範囲内において給与を支払った場合には、その給与の金額で一定の状況に照らしてその労務の対価として相当と認められるものは、その支給した年分の必要経費に算入することができます。

ここでいう「給与」とは、青色事業専従者の給与所得の収入金額に係る給料、賞与、手当等であって、通常、退職所得の収入金額となるべき退職金や雑所得の総収入金額となるべき退職年金については該当しません。

したがって、必要経費に算入される青色事業専従者給与は、その青色事業専従者がその事業に従事している期間内にその従事した期間に対応して受けるべきものに限られ、退職金を支払ったとしても、その退職金をあなたの事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできません。

